検討会とりまとめを踏まえて

慶應義塾大学大学院法務研究科 山本 龍彦

〇検討会取りまとめ(令和4年8月公表)における記載

取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス(情報的健康)の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言える。

〇「アテンション・エコノミー」の課題

- →アテンション・時間(エンゲージメント)の激しい奪い合い(個人データのアグレッシブな利用、アグレッシブなレコメンデーション、アグレッシブなUI・UXなど)。 → 「思想の競争」から「刺激の競争」へ(システム 2 からシステム 1 の世界へ ※ダ
- ニエル・カーネマン)
- → 偽情報等の拡散、フィルターバブル・エコーチェンバー (情報の「偏食」)
- →自己決定権や民主主義へのリスク

〇「情報的健康」の実現が重要ではないか?

- (a) 偽情報等に対する「免疫」(さまざまな情報をバランスよく摂取できること)
- (b) 信頼性の高い情報・コンテンツを摂取できること (誰が、どのような理念のもと、どのような過程を経て作ったのかが担保されること)
- ※誰が、どのように作ったのかがわからない「食品」を食べ続けることの問題性
 - (c) 必要なときに必要な情報を摂取できること
- ※「知る自由」(知る権利):「憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障している。そうして、<u>各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつこと</u>は、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であつて、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである」(最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁)。

〇アテンション・エコノミーのなかの放送

- →放送は、情報的健康を実現し、民主主義を維持するために重要な役割を果たしうるのではないか(放送法1条、4条、106条等参照)。
- →放送政策の基本的な方向性:①いかにして放送コンテンツの制作・流通を促進するか(放送のサステナビリティ)、②促進にあたいする「実体」をいかにして(自律性を確保しながら)担保するか。

〇今後の検討項目 (例えば……)

- ①に関して:信頼性の高いコンテンツを目立たせるための取り組み(プロミネンス)
- ※ローカル局/キー局、放送事業者/プラットフォーム事業者、通常時/例外時etc.
- ※オリジネーター・プロファイル(OP):ある種の品質証明
- ②に関して:アテンション・エコノミーとの「距離」を確保し、向き合う
- ・制作(取材)・編集における透明性、アカウンタビリティの確保(オープンキッチン化?)
- ・偽情報等に強いガバナンスの再検討、再整備(「答え合わせ」機能?)
- ・「(バブルに)閉じ込める」のではなく、「(バブルを)こわす」(開く)ための データ活用(「偏食」させない取組み)